

産前産後期間相当(4か月)分の国民健康保険税が免除されます！

1 対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者
※ 妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む）が対象となります。

2 受付期間

- 出産予定日の6か月前から届出ができます（出産後の届出可）

3 国民健康保険税の免除方法

- 対象年度の保険税のうち所得割額と均等割額から、産前産後期間相当分が減額されます
※ 年額から減額されるものであり、産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

【産前産後期間の考え方】

対象期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後
単胎妊娠							
多胎妊娠							

- ※ 出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月までの4か月とする。
- ※ 多胎妊娠の場合、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月とする。

- 産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分に限り、保険税が減額されます

【税額免除期間の考え方（令和5年度）】

対象期間

	R5.8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月
単胎妊娠							

- ※ 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
- 令和6年1月より前（令和5年10月～12月まで）の期間については、減額の対象とはなりません。

- 保険税が減額されたことにより、過納となった保険税は還付されます。
※ 該当者に対し、減額による保険税変更決定通知と還付金振込口座指定書を郵送いたします。

4 届出に必要な書類

- 産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- 母子健康手帳など（出産予定日（出産後においては出産日）、妊娠種別が確認できる書類）
※ 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要となります。

5 届出・お問合せ先

- 届出に関するお問合せ先／届出先 : 町民課国保年金係 (Tel 0193-42-8713)
- 税額に関するお問合せ先 : 税務会計課課税係 (Tel 0193-42-8711)